(仮) 豊田市観光実践計画 2025~2029 策定準備業務委託仕様書 (案)

1 委託名

(仮) 豊田市観光実践計画 2025~2029 策定準備業務委託

2 業務目的

豊田市では、観光産業の発展と地域資源を生かしたまちづくりの推進を実現するため、「豊田市観光実践計画 2021~2024」を策定した。

しかし、2020 年からの新型コロナウイルス感染拡大により、宿泊・飲食業 をはじめとした観光業の経営状況に著しい影響をもたらした。

このような状況で、ジブリパークの開園、大河ドラマ放映による本市の歴史観光資源の価値の高まり、WRCの開催等、国内外から本市が注目される契機となっており、さらなる観光産業の発展と地域資源を生かしたまちづくりの推進を図る必要がある。

本業務は、観光実践計画 2021~2024 の課題を踏まえつつ、新たな観光資源の活用を踏まえた計画策定のための準備業務を委託する。

3 委託場所

豊田市西町ほか地内

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

5 業務内容

本業務の主な内容として下記の項目とする。これらの業務においては、事前に商業観光課及び関係団体と十分な打合せを行い、豊田市観光実践計画 2021 ~2024 (以下「現行計画」という。) や関係計画との整合性を図りながら業務を進めること。なお、業務の詳細については、受託者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

- ・観光動向調査の分析及び現行計画の評価
- ・豊田市観光実践計画 2025~2029 策定委員会(仮称)の運営支援
- ・(仮)豊田市観光実践計画 2025~2029 の方向性の提案

(1) 観光動向調査の分析及び現行計画の評価

本業務の遂行上必要な情報、資料を収集し、各号の調査結果の分析及び現行計画の評価を実施すること。また、分析結果をもとに豊田市の現状や課題を整理した基礎資料を作成し、豊田市観光実践計画 2025~2029 策定

委員会(仮称)にて報告すること。

ア 観光を取り巻く環境の分析

国及び民間調査機関等の各種調査結果と、今後の見通しを資料等から分析し、整理すること。

イ 他市事例の調査及び分析

豊田市と同様の都市構造をもつ他市の観光計画又は類似する計画を 調査・分析し、国内外に向けた施策内容やその成果等を整理し提示す ること。

ウ 観光マーケティング調査結果の分析

豊田市商業観光課及び(一社)ツーリズムとよたが実施している観光マーケティング調査結果をもとに、豊田市の観光の現状と課題を分析及び整理すること。また、基礎資料作成にあたって、委託者と協議の上、必要に応じて追加のアンケート調査等を提案及び実施し、調査結果を分析及び整理すること。

エ 現行計画の評価

豊田市商業観光課でまとめた現行計画の実績をもとに、実績の分析 及び必要に応じて関係団体へのヒアリング調査を実施し、事業の検証 を行うこと。また、観光の推進体制等の検証から把握できた課題とそ の内容を提示すること。

(2) 豊田市観光実践計画 2025~2029 策定委員会(仮称)の運営支援

有識者及び関係団体の代表等で構成する豊田市観光実践計画 2025~2029 策定委員会(仮称)(以下「委員会」という。)の運営を支援すること。なお、委員会は2月に1回開催する予定である。

ア 委員会資料及び委員会報告書作成支援

豊田市観光実践計画 2021~2024 の評価検証や、基礎資料の分析を加えた委員会資料を作成すること。また、委員会で出た意見などを考慮して方針案を作成すること。

イ 委員候補の提案及び委員会事前説明の同行

豊田市の観光振興に資する学識経験者などの委員候補を提案すること。また商業観光課の求めに応じて、委員への事前説明に同行すること。

ウ 委員会への出席、説明等

委員会へ出席し、基礎資料の説明等を行うこと。また委員が円滑に議論できるように、適宜情報提供を行うなど議事進行を補佐すること。

エ 議事録の作成

受託者は、委員会、会議及び打合せに際してその都度議事録を作成して提出すること。

(3)(仮)豊田市観光実践計画 2025~2029 の方向性の提案

基礎資料及び委員会等での意見や、現行計画の評価をもとに、(仮) 豊田市観光実践計画 2025~2029 策定に向けて明確なコンセプトに基づいた本市の観光の目指すべき方向性と、戦略及び重点施策を提案・作成すること。 なお、資料中に記載の文章は適切な表現となるよう推敲し、画像や表・グラフ等は鮮明かつ分かりやすいものにすること。

6 資料の貸与

受託者に対し、業務の遂行上必要とされる資料を貸与するが、本業務の完了 後は速やかに返却すること。なお、貸与する資料等について、受託者はその重 要性を十分に認識したうえで、破損、紛失等のないように取扱い、管理するこ と。その他業務の遂行上必要な書類については、受託者の責任と負担において 収集すること。

7 成果品

受託者は、本業務における成果品として業務内容の資料、記録、報告書及び概要版等を報告書としてまとめた電子データをCD-Rなどの電子記録媒体2部と印刷物10部をファイル等にとじて提出すること。

8 著作権

- (1) 本委託業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、豊田市商業観光課に帰属させる。
- (2) 受託者は、本委託業務にかかる著作権を豊田市に帰属させることに支障 のないよう、適切な権利処理を行う。
- (3) 成果物納品後、その運用にともなって万が一著作権等に関する事故が発生した場合は、受託者の責任において処理する。

9 その他

- (1)契約後、業務計画を策定し委託者の承認を得ること。受任者は、円滑に 業務の推進を進めるため他市観光計画またはそれに類似した業務を策定し た者を配置し、業務の停滞がないよう十分な体制を整えること。また、本 契約の履行にあたっては業務意図及び目的を十分に理解した上で、適切な 技術の発揮または提案をするように努めなければならない。
- (2) 本委託業務遂行中事故が生じた場合、受託者の責任において処理する。

- (3) 本業務は、双方十分な連絡調整の下に行うものとし、本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度協議し決定する。
- (4) 受託事業者の責めに帰すべき理由により、豊田市商業観光課又は第三者に損害を与えた場合は、受託事業者がその損害を賠償すること。
- (5) 受託事業者は業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任しては ならない。

10 問合せ先

〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地 豊田市産業部商業観光課 観光振興担当(西庁舎7階) 電 話 (0565)34-6642 (直通) FAX(0565)35-4317 メールアト レス shoukan@city.toyota.aichi.jp